

公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第13号及び定款第34条第1項の規定に基づき、公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）における理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬の支給の基準について定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤理事とは、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (3) 報酬とは、認定法第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の執行に伴い発生する通勤費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬の種類)

第3条 常勤理事の年間報酬額は、別表第1で定める総額の範囲内において、評議員会で決定する。

- 2 常勤理事には、定例報酬を支給する。
- 3 非常勤の役員の報酬額は、理事会及び評議員会への出席の都度、その職務の対価として、1日当たり各7,000円を支給する。ただし、非常勤の役員本人から辞退の申し出があったときは、これを支給しないことができる。
- 4 監事の職務に対し、前項の規定とは別に、監事監査及び行政庁の立ち入り検査の立会の都度1日当たり各7,000円を支給する。
- 5 常勤理事には、年間報酬額を超えない範囲で、賞与を支給することができる。ただし、退職手当は支給しない。

(費用)

第4条 常勤理事に対して、前条に定める報酬のほか、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。

(常勤理事の報酬の支払方法)

第5条 常勤理事の報酬等は、その全額を通貨で直接常勤理事に支払うものとする。ただし、口座振替の方法によることができる。ただし、法令に基づき常勤理事の報酬から控除すべき金額がある場合には、その常勤理事に支払うべき報酬金額から、その金額を控除したものとする。

(報酬の支給日)

第6条 常勤理事の定例報酬等の支給日は、その月の月額的全額を毎月16日に支給する。ただし支給日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、その前日においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日に支給する。なお、支給日については、協議のうえ繰り下げることができる。
常勤理事の賞与の支給日は、理事長が定める。

2 非常勤の役員の報酬は、理事会及び評議員会の当日に支給する。

(報酬額の決定基準)

第7条 役員の報酬は、社会情勢等を勘案して評議員会で決定する。

別表第1 (第3条関係)

役 職	報酬の年額 (総 額)
常 勤 理 事	5,000,000円

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成23年1月14日理事会議決)

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。